号外(第26号) 種**染**家 類病畜 気腫疽 次のように家畜傳染病が発生した。 鳥取県告示第二百十四号 ♦告示 昭和二十九年四月二十六日 # 家畜傳染病の発生 気腫疽予防注射の実施 告 思 区似高 分息及 高び 鳥取果知專 番 数発 生 頭 頭 大山村 鳥取県西伯郡 示 西 又は区域 発生の場所 尾 夑 四月二十七日昭和二十九年 発生年月日 清 予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定 次のように気腫疽予防注射を実施するので、 30 五四 ___ る。 により牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ず 鳥取県舎示第二百十五号 **実施期日** 四月三十日 丟 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施する区域 実施の目的 注射及びその方法 実施の期日 昭和二十九年四月二十六日 気腫疽予防液皮下注射 牛但し生後三箇月以内、 日以内のものを除く 鳥取県知事 別表のとおり 別表のとおり 気腫疽予防のため 西伯郡大山村 施 区 西 域 分娩前一 尾 箇月、 実施場 所 愛 家畜傳染病 分娩後十 治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可報和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和29年4月26日 月曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第26号 上四年四月十五日第三種郵便物館可 五 五 五 五 月 月 月 十 十 二 一 十 一 日 日 日 大高村 宇田川村 発 行 同同同同 E 上上上上 火、 金 的 疑 湖 島 村 島 取 縣 島 鳥取鳥取 市市 取東 東 联 榒 ir ne